

京労発安第110号
平成14年4月1日

各 公共職業安定所長 殿

京 都 労 働 局 長
(公 印 省 略)

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
の失効後における対応等について

標記のことについて、別添（平成14年4月1日付け職発第0401003号）
のとおり通知がありましたので、御承知いただくとともに、業務の円滑な運営につ
いてよろしく申し上げます。

京労安発第137号
平成14年4月1日

各 公共職業安定所長 殿

京都労働局職業安定部長
(公印省略)

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
の失効後における対応等に係る留意事項等について

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効後における対応等につきましては、平成14年4月1日付け京労発安第110号により通知したところですが、その留意事項等について、別添（平成14年4月1日付け職総発第0401001号、職開発第0401002号、職保発第0401001号、職業発第0401001号、職高高発第0401002号）のとおり通知がありましたので、御承知下さい。

なお、京都府における取扱いは、別添1及び2としますので、その内容について御承知の上、業務の円滑な運営についてよろしくお願いいたします。

取 扱 注 意

平成 1 4 年 4 月
京都労働局職業安定部

地対財特法失効後の就職困難者の雇用対策について

同和地区住民に対する雇用対策については、昨年度まで、いわゆる属地・属人により同和地区住民を対象として、実施してきたところであるが、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効したことにより、平成 1 4 年度以降は、「同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者等(以下「就職困難者」という。))に対する一般対策として、その雇用対策に取り組むこととする。

このため、上記の社会的事情を考慮するべく隣保館等と連携し、就職困難者に対してきめ細かな職業相談を実施するとともに、就職困難者の就職の機会が均等に確保されるよう、公正な採用選考についての企業への啓発、指導を引き続き行っていくこととする。

なお、この就職困難者に対して実施することとなった一般対策の中で工夫して行う援護措置(雇用保険給付の所定給付日数及び職業転換給付金)は、就労面において一般との較差が見受けられる層に対する雇用対策として、当面実施されるものであり、一定期間後に見直される予定とされている。

また、常用就職支度金については、平成 1 4 年度以降は基本的に一般対策における工夫は行わないとされているが、常用就職支度金に関する法令等の整備が行われるまでの当分の間の援護措置であるとされていることから、あえて周知は必要ないものとする。

1 援護措置の対象となる就職困難者の決定

援護措置の対象となる就職困難者は、「教育・就労環境等の理由により公共職業安定所長が就職が著しく困難であると認める者であって 3 5 歳以上の者」であり、援護措置を希望する 3 5 歳以上の求職者(以下「措置希望者」という。)の学歴、職歴や隣保館における相談内容を公共職業安定所長が隣保館等との連携により把握し、教育・就労環境、安定所における職業相談の内容、労働市場の状況などを勘案して就職困難者に該当するか否かを決定する。

なお、就職困難者の決定にかかる具体的な流れは以下のとおりとする。

- (1) 隣保館等において援護措置を希望する相談があった場合は、就職困難な理由、満年齢 3 5 歳以上であること(雇用保険の所定給付日数の就職困難者措置については受給資格にかかる離職日において満年齢 3 5 歳以上であること)を口頭で確認の上、就職困難者に対する援護措置の概要について説明すること。その上で措

置を希望する場合は、「相談票」(別紙1)の用紙を交付し記入の上隣保館等へ提出するよう説明すること。なお、措置希望者が同和関係者(属地かつ属人による「同和地区住民」)であることを理由に措置を希望している場合は、従来までの同和対策としての措置は、平成13年度を以って終了していることについても合わせて説明の上で、措置希望の有無を確認し「相談票」の用紙を交付すること。

(2) 措置希望者から「相談票」の提出を受けた隣保館等は、「相談票」の記入内容を確認の上、担当者名欄に隣保館等の担当者名を、「就職困難者にかかる相談連絡者名簿」(別紙2)に相談連絡日(担当者名欄を記入し本人へ「相談票」を返却した日)、措置希望者の氏名、隣保館等の担当者名、年齢を記入し、安定所へ提出するため「相談票」を本人に返却すること。なお、措置希望者が記入した「相談票」の写しを隣保館等で保存してはならないこと。

(3) 公共職業安定所において援護措置を希望する相談があった場合は、就職困難な理由、満年齢35歳以上であること(雇用保険の所定給付日数の就職困難者措置については受給資格にかかる離職日において満年齢35歳以上であること)、隣保館等での相談の状況を口頭で確認し、記入済みの「相談票」を所持している場合は、「相談票」を提出させること。記入済みの「相談票」を所持していない場合は、就職困難者に対する援護措置の概要について説明の上、必要に応じ「相談票」の用紙を交付し記入の上公共職業安定所へ提出させること。

また、その際は、隣保館等における相談状況に応じ、隣保館等での相談の案内や隣保館等への連絡を行うなど「相談票」の記入についての援助や助言を行うこと。

なお、措置希望者が同和関係者(属地かつ属人による「同和地区住民」)であることを理由に措置を希望している場合は、従来までの同和対策としての措置は、平成13年度を以って終了していることについても合わせて説明の上で、措置希望の有無を確認し「相談票」の用紙を交付すること。

(4) 措置希望者から「相談票」の提出を受けた公共職業安定所長は、「相談票」の内容、安定所における職業相談の内容、現在の労働市場の状況を総合的に勘案し、就職困難者の決定を行うこと。なお、高学歴で安定した職業に就いていた場合は、就職困難者には当たらないものとする。また、就職困難者に当たらないとする場合は、その旨を担当の職業相談部門より本人あて説明すること。

2 隣保館等との連携

(1) 就職困難者の決定に関する連携

援護措置の対象となる就職困難者の決定に当たっては、隣保館等における相談内容を把握することが不可欠であるため、安定所から管内の隣保館等及び市町村に対し別添隣保館等説明資料「平成14年度以降の就職困難者に対する援護措置

について」を用いた説明を行い、連携体制を確立することとする。なお、説明に当たっては以下の点に留意すること。

- ① この就職困難者に対する措置は、求職者本人からの就職困難者としての措置を希望する相談を基に行うものではあるが、隣保館と安定所の連携の中で、公共職業安定所長が援護措置を要すると判断した就職困難者に対してのみ行うものであり、また、一定期間後の見直しが予定されている施策であることから広く周知するものではないこと。
- ② 措置希望者が記入した「相談票」は、安定所へ提出するために本人が記入した個人情報書類であるため、複写し隣保館で保存してはならないこと。
- ③ 就職困難者としての職業転換給付金の措置については、年度ごとに予算の限りのある措置であること。また、年間所得等の他の要件にも該当しなければ措置の対象とならないこと。

(2) その他の連携

職業安定促進講習制度廃止後の隣保館等からの各種講習についての情報等の提供希望については、隣保館等からの問い合わせに対して、職業相談の一環として対応することを基本的な考え方とするが、その具体的な提供については、隣保館等との連携を確保するために必要と思われる方法や情報等の範囲を各所の実情に応じて判断し実施すること。なお、各種講習の受講や試験受験の申込み取次ぎは行わないこと。

3 連携する隣保館等の把握

隣保館等の範囲は以下の(1)～(3)に該当するものであるが、各公共職業安定所の管内の隣保館等や市町村に対して連携の内容等を説明し、連携する隣保館等の把握を行うこと。なお、連携する隣保館等を把握するに当たっては、援護措置の対象となる就職困難者の決定についての連携が実態的に可能であるか否かに留意すること。例えば教育集会所であっても実態的に連携が不可である場合は、就職困難者の決定に関して連携する隣保館等として扱わないものとする。

(1) 広域隣保活動事業を行っている公的施設

(2) 教育集会所

(3) 市町村の条例等により、設置されている隣保館又は教育集会所に準ずる公的施設(厚生労働本省と協議して認められた場合のみ)

4 就職困難者に対する援護措置についての疑義等について

- (1) この就職困難者に対する措置について、35歳未満の同和関係者からの年齢により対象外であることの疑義や地対財特法失効後においても同和対策が行われているのではないかなどの疑義が寄せられた場合は、この対策は一般対策とし

て、求人・求職など労働市場の状況から全国一律に定められた年齢35以上の要件と教育・就労環境面等から公共職業安定所長がその求職者の就職困難性を個別具体的に判断するものであり、例えば高学歴で安定した職業に就いていた場合は、同和関係者であっても措置の対象とならないものであることなどを説明し理解を得ること。また、就職困難者として決定するか否かの疑義については、職業安定部職業対策課指導係あて照会すること。

(2) この就職困難者に対する措置は、広く周知するものではないため、雇用保険失業給付の初回説明会において説明は行わないこと。

5 出張相談事業の在り方について

出張相談については、平成9年度に既に一般対策に移行済みであること、また一般職業紹介要領の中でも巡回職業相談業務として定められていることから、今回の地対財特法の失効により制度的に廃止されるものではないため、各公共職業安定所が隣保館等と協議しながら地域の実態に合わせた効果的な職業相談体制の確立を図っていくこととする。なお、出張相談は上記3で把握した隣保館等の範囲内で実施することを原則とする。

6 就職困難者に対する職業相談体制について

就職困難者に対する職業相談は、隣保館等との連携により把握した教育・就労環境面等を考慮しながら、きめ細かな職業相談を行う必要があるため、専門相談部門などの担当部門において、統括職業指導官と外1名の就職困難者及び隣保館との窓口担当職員を定め対応することとする。また、就職困難者が希望する援護措置は雇用保険給付の所定給付日数におけるものがその殆どであることから、就職困難者の取扱いについて、担当部門と雇用保険給付担当課は緊密に連携することとする。

7 公正な採用選考についての事業主に対する啓発指導

採用選考に際して身元調査を行わないこと、求職者等の個人情報取扱い(職業安定法第5条の4及び指針)、統一応募書類やJIS規格履歴書の使用、企業内の自主的な公正な採用選考の取組みについての啓発、指導を行い公正な採用選考システムの確立を図る。なお、企業内同和問題啓発推進員研修会については、名称を変更して引き続き実施していくものとする。

8 その他

「職業安定行政職員業務必携(同和対策)」は、平成13年度を以って廃止し、今後は業務資料として活用することとする。

相 談 票

ふりがな	年 月 日生(満 歳)
氏 名	
ふりがな	電 話
〒 現住所	

○最 終 学 歴

年	月	卒業

○職 歴(最近のものから過去10年間程度を記入)

年	月	企 業 名	主 な 仕 事	企業規模(注1)	雇用形態(注2)
				イ ロ ハ ニ	イ ロ ハ
				イ ロ ハ ニ	イ ロ ハ
				イ ロ ハ ニ	イ ロ ハ
				イ ロ ハ ニ	イ ロ ハ
				イ ロ ハ ニ	イ ロ ハ

注1 企業規模 勤務していた企業で常時雇用されていたおおよその従業員数により以下の区分で該当するものを○で囲む
 イ 30人未満 ロ 30人～100人未満 ハ 100人～300人未満 ニ 300人以上

注2 雇用形態 その企業に勤務していた時の雇用形態により以下の区分で該当するものを○で囲む
 イ 常用労働者(雇用期間が定めなし又は4ヶ月以上) ロ 臨時・季節(雇用期間が1ヶ月～4ヶ月未満又は季節的に有期) ハ 日雇(日々雇用又は雇用期間が1ヶ月未満)

○隣保館等における相談の概要(最近のものから記入)

相談年月日	隣保館等の名称	担当者名(注1)	相談の内容(注2)

注1 相談した隣保館等の担当者名を記入

注2 相談の内容(失業給付の受給、職種、賃金など再就職についての希望、就職困難な理由など、相談の内容を本人が記入)

平成14年度以降の就職困難者に対する援護措置について

同和地区住民に対する雇用対策については、いわゆる属地・属人による同和地区住民を対象として、実施してきたところですが、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効することにより、この法による対策は平成13年度を以って終了し、平成14年度以降は、一般対策として「教育・就労環境等の理由により公共職業安定所長が就職が著しく困難であると認める者であって、35歳以上の者」(以下「就職困難者」という。)に対する就職のための援護措置が実施されます。

この就職困難者に対する援護措置には、「雇用保険給付の所定給付日数の就職困難者措置」などがありますが、就職困難者に該当するか否かについては、社会的事情を考慮するべく隣保館等と公共職業安定所が「相談票」(別紙1)を活用した連携を行い、公共職業安定所長が求職者の教育・就労環境、安定所における職業相談の内容、労働市場の状況などを勘案して決定することとされています。

なお、この就職困難者に対する措置は、就職のため援護措置が特に必要と判断される求職者に対してのみ実施されるものであり、また、一定期間後に見直される予定とされていることから、広く周知し実施していくものではありません。

1 就職困難者に対する援護措置の内容

(1) 雇用保険給付の所定給付日数の就職困難者措置

通常の雇用保険基本手当の所定給付日数90～180日に60～270日上乗せし150～360日の所定給付日数とする。

(2) 職業転換給付金

雇用保険に加入していなかった就職困難者に対して公共職業安定所長が公共職業訓練の受講指示を行った場合、訓練手当を受給しながら訓練を受けることができる。

ただし、年間の所得が一定の額(配偶者、扶養家族なしの場合300万円程度)未満との要件があることや予算が限られているため、上記の就職困難者であっても措置を受けられない場合がある。

2 就職困難者の決定に係る隣保館等と公共職業安定所の連携の内容

(1) 隣保館等において援護措置を希望する者(以下「措置希望者」という。)から相談があった場合は、まず、満年齢35歳以上であること(雇用保険給付の所定給付日数の就職困難者措置については、受給資格に係る離職日において満年齢35歳以上であ

ること)、就職が困難である理由を口頭で確認の上、今般の援護措置の概要について説明し、措置を希望する場合は、「相談票」の用紙を本人へ交付し隣保館等へ記入提出させること。

- (2) 措置希望者から「相談票」の提出を受けた隣保館等は、「相談票」の記入内容を確認の上、担当者欄に隣保館等の担当者名を、「就職困難者にかかる相談連絡者名簿」(別紙2)に相談連絡日(「相談票」の担当者欄を記入し本人へ「相談票」を返却した日)、措置希望者の氏名、隣保館等の担当者名を記入し、安定所へ提出するため「相談票」を本人に返却すること。

なお、措置希望者が記入した「相談票」の写しを隣保館で保存してはならないこと。

- (3) 公共職業安定所において援護措置を希望する相談があった場合は、就職困難な理由、満年齢35歳以上であること(雇用保険の所定給付日数の就職困難者措置については受給資格にかかる離職日において満年齢35歳以上であること)、隣保館等での相談の状況を口頭で確認し、記入済みの「相談票」を所持している場合は、「相談票」を提出させること。記入済みの「相談票」を所持していない場合は、就職困難者に対する援護措置の概要について説明の上、必要に応じ「相談票」の用紙を交付し記入の上公共職業安定所へ提出させること。また、その際は、隣保館等における相談状況に応じ、隣保館等での相談の案内や隣保館等への連絡を行うなど「相談票」の記入についての援助や助言を行うこと。

部外秘

地対財特法失効後の公共職業安定所長による就職困難者の決定について

1 地対財特法失効後の就職困難者に対する援護措置の趣旨

本措置は地対財特法失効により、同和地区住民の法律上の定義は消滅し一般対策へ移行するが、他府県などにおいて実施された実態調査の結果からは、今なお同和地区住民と一般との較差が見受けられることや、平成8年の「地域改善対策協議会意見具申」の中で、

「現行の特別対策の期限をもって一般対策へ移行するという基本姿勢に立つことは、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものではない。今後の施策ニーズには必要な各般の一般対策によつて的確に対応していくということであり、(中略)下記に述べられるような一部の事業等については、一定の工夫が必要と考えられる。その具体化に当たっては、一般対策移行の趣旨に照らせば限定的でなければならない。」

「就労の分野においては、中高年齢層を中心に不安定就労者の比率が全国平均と比べて高い状況であり、就労を巡る課題は今なお多く、較差の解消にはある程度の時間を要するものと考えられる。(中略)施策のニーズを踏まえ、全体の体系の中で受皿としての事業の検討を含め国として適切に対応すべきである」

と述べられていることから、35歳以上の同和関係者(属地かつ属人による同和地区住民)については、公共職業安定所長が教育・就労環境面等を基にした個別具体的な判断により就職困難者に該当するか否かを決定し、雇用保険給付の所定給付日数及び職業転換給付金においてのみ就職困難者としての援護措置を講ずることが出来ることとしたものである。

なお、この措置は、3～5年等一定期間後に見直しが予定されているため、広く周知は行わず、出来る限り限定的に実施するものである。

2 就職困難者であるかの具体的な判断基準

本省通達においては、「相談票」を基に

「本人の学歴、以前勤務していた企業規模、雇用形態等を総合的に勘案して、不安定な就労環境にあり、経験した職業、技能・知識の程度、労働市場の状況等からみて、公共職業安定所長が就職が著しく困難であると認めた者であつて35才以上の者を就職困難者として認めること。したがって、例えば高学歴であつて特定の企業に長年にわたつて勤務していた場合や、従業員規模の大きい企業を定年退職した場合などは、一般的には不安定な就労環境にあるとは言えない。」

とされていることから、大学、短大、高等専門学校(以下「大学等」という。)を卒業しており、長年にわたつて常用労働者として従業員規模の大きい企業に雇用されて

いた者については、就職困難者に当たらないものとする。

具体的には、「相談票」(別紙1)の学歴欄が大学等であって、職歴欄において、過去10年程度の間勤務したものがすべて企業規模ニ300人以上、かつ雇用形態イ常用労者と記入されている者は就職困難者に該当しないものとする。なお、この「高学歴であって特定の企業に長年にわたって勤務していた」ことの具体的な判断基準(大学等卒業かつ、すべて企業規模ニかつ、すべて雇用形態イ)は、実際の同和関係者、同和関係者以外の者の就職困難者としての措置数の推移をみて変更する場合があるため、対外的には、「その者の教育・就労環境面と労働市場の状況により個別に判断するため一律のものとしては示しにくいが、高学歴であって安定した職に就いていた場合、例えば大学等を卒業し定年まで常用労働者として働いてきている場合はまず不可」などの説明に留めること。

3 同和関係者以外の者の取扱い

同和関係者以外の者についても上記2の基準により判断するものとするが、その決定に当たっては、自ら就職が困難であるとする具体的な理由を公共職業安定所の窓口においても必ず聴取するなど、隣保館等における相談内容の具体性を十分把握し、就職困難者に該当するか否かを慎重に判断するものとする。また、その措置数の推移によっては、2の具体的な判断基準を見直すものとする。

4 隣保館等における措置希望者への対応

この就職困難者に対する援護措置は、特別対策の経過措置終了後において、同和関係者の一定の層を対象とした一般対策の工夫による経過的な措置であるため、隣保館等に対して以下の点を十分に説明するとともに、適時、隣保館等における措置希望者への対応についての助言や指導を行ない連携を図ること。

(1) 同和関係者であるので措置を受けたいと自ら申し出た者に対しては、同和関係者とは属地かつ属人であるが、同和対策としては廃止されていることを説明し、それでもなお、措置を希望する者に「相談票」を記入させ安定所へ案内すること。

(2) 同和関係者以外の者から措置を受けたいとの申し出があった場合は、教育・就労環境、労働市場の状況から特に就職が困難であるかを安定所長が個別に判断するものであることを説明し、自ら就職が困難であるとする具体的な理由を必ず聴取すること。また、その内容によって「相談票」を記入させることが適当か否か判断が難しい場合は、その都度、安定所へ問い合わせるなどして、「相談票」を記入させること。

5 その他

各公共職業安定所への「相談票」の提出数及び就職困難者の措置数を同和関係者、それ以外の者ごとに、毎月、専門相談部門などの担当部門で把握しておくこと。
なお、報告様式については、別途指示することとする。

相 談 票

ふりがな	年 月 日生(満 歳)
氏 名	
ふりがな	電 話
〒 現住所	

○最 終 学 歴

年	月	
		卒業

○職 歴(最近のものから過去10年間程度を記入)

年	月	企 業 名	主 な 仕 事	企業規模(注1)	雇用形態(注2)
				イ ロ ハ ニ	イ ロ ハ
				イ ロ ハ ニ	イ ロ ハ
				イ ロ ハ ニ	イ ロ ハ
				イ ロ ハ ニ	イ ロ ハ
				イ ロ ハ ニ	イ ロ ハ

注1企業規模 勤務していた企業で常時雇用されていたおおよその従業員数により以下の区分で該当するものを○で囲む
 イ 30人未満 ロ 30人～100人未満 ハ 100人～300人未満 ニ 300人以上

注2雇用形態 その企業に勤務していた時の雇用形態により以下の区分で該当するものを○で囲む
 イ 常用労働者(雇用期間が定めなし又は4ヶ月以上) ロ 臨時・季節(雇用期間が1ヶ月～4ヶ月未満又は季節的に有期) ハ 日雇(日々雇用又は雇用期間が1ヶ月未満)

○隣保館等における相談の概要(最近のものから記入)

相談年月日	隣保館等の名称	担当者名(注1)	相談の内容(注2)

注1 相談した隣保館等の担当者名を記入

注2 相談の内容(失業給付の受給、職種、賃金など再就職についての希望、就職困難な理由など、相談の内容を本人が記入)